

平成 28 年度 苦情解決処理報告

社会福祉法第 82 条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えることとし、実施要綱を定め対応しています。また、苦情解決に当たっては、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を選任しています

平成 28 年度は保護者の皆さまから文書による苦情はありませんでした。今後も引き続き、保護者の皆さまの声に耳を傾け、子どもたちが健やかに成長できるよう努力を重ねてまいります。